平成２５年（フ）第５３２号
大阪府泉佐野市南中安松1580番地の１
破産者　ニシムラタオル株式会社
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３５２号
兵庫県姫路市飾磨区構４丁目16番地ロイヤルシャトー手柄南203号
破産者　株式会社インテリアＴａｋａ
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１１７０号
東京都小平市天神町１丁目141番地の１
破産者　株式会社愛知冷熱
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４２１号
静岡県熱海市梅園町18番27号
破産者　キクエイ都市開発株式会社
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５３９号
静岡県浜松市浜北区沼273番地の２
破産者　有限会社ユニバースコーポレーション
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１４０３号
京都市中京区御池通河原町東入一之船入町537番地　リベルタス御池４階
破産者　株式会社ココジョカーレ
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
岡山市南区当新田455番地12、開始決定時の住所岡山市北区青江３丁目13番10号
破産者　松本　次郎
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４４号
岡山市南区当新田455番地12、開始決定時の住所岡山市北区青江３丁目13番10号
破産者　松本かおり
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３５３号
群馬県前橋市堀越町851番地21　マーベラス大胡Ｂ―201号
破産者　藤堂　栄二
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４４６号
埼玉県上尾市本町２丁目10番７号
破産者　佐藤　　圭
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８０２号
横浜市磯子区洋光台３丁目37番48号　コートドゥ　ジュリアン105号
破産者　相澤　和之
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９７号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1062番地の７ハウスパル103
破産者　佐藤知英子
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４９８号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1062番地の７ハウスパル103
破産者　佐藤　幸洋
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５１０号
神奈川県厚木市岡田１丁目11番26号
破産者　工藤　清一
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１５号
山口県萩市大字椿2467番地３
破産者　岡田　雅恵
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第１７８号
兵庫県明石市松江407番地の１　ウィルコート明石Ｂ―７号
破産者　三原　　稔
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第８８２号
広島県廿日市市佐方２丁目９番19号、前住所広島市佐伯区五日市１丁目６番36号
破産者　平田　剛伸
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７３８号
さいたま市緑区太田窪３丁目14番２号、破産手続開始決定時の住所さいたま市見沼区大字御蔵1247番地12
破産者　岡野　郁男
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係